

# のりのり通信

2020 2月号

不動産・相続の真の情報をお届けします

2月に入り、旧暦の新年を迎えました。

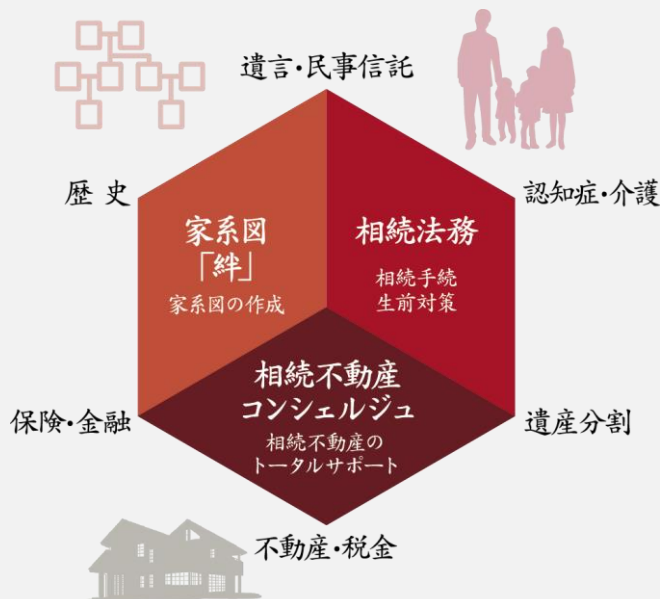
そして2月11日は建国記念日ですが、戦前は紀元節と呼ばれていました。

初代天皇とされる神武天皇の即位日として祭儀が行われていたそうです。ご年配のお客様から子どもの頃の思い出としてよくお聞きします。

さて、今月号は相続に関する法改正のお知らせです。今年は4月1日、7月10日と2回の法改正が控えています。4月1日に運用開始されるのは「配偶者居住権」です。こちらは、例えばご主人が亡くなった後も自宅不動産を奥さんが引き続き無償で居住出来る権利です。もともと不動産には所有権という権利がありましたが、それを配偶者居住権と負担付所有権の二つに分離して遺産分割をすることが出来るようになりました。配偶者居住権は登記が可能になります。また税理士さんの話によると相続税の節税につながる場合もあるようですので相続対策の選択肢は増えそうですね。7月10日に運用される「遺言書保管制度」は裏面の岸のQ&Aでご紹介します。



2020年 代表司法書士 門脇紀彦



# 岸さんの 相続Q&A



7月10日運用開始の「遺言書保管制度」ってなんですか？

遺言書の分野で大きく変わる規定の一つに「自筆遺言書の保管制度」があります。

現状、自筆遺言書を作成した場合、作成後の遺言書の保管方法は作成した人に委ねられてきました。そのため紛失してしまったり、保管場所をご家族間で共有されず他の書類と紛れて処分されてしまうケースがありました。家族の幸せを願って作った遺言書が本来の役割を果たせないのはとても悲しい事です。

7月10日から、作成した遺言書を法務局へ預ける事が出来るようになります。また、従来では相続発生後、自筆遺言書の場合は家庭裁判所で検認の手続きを経なければなりませんでした。この手続きも不要になります。検認の手続きは戸籍関係やその他の書類を準備して申立をしなければならず手間がかかりますし、時間もかかるため自筆遺言書を作成した場合のデメリットの一つでした。

今回の法改正により自筆遺言書のそうしたデメリットがカバーされる事になりますので、これまで以上に遺言書が作りやすくなりますね。

最近ご相談の際、よく、お墓や先祖にまつわるお悩みをお聞きします。弊社グループの理念である家族の和（輪・話）を重んじるということは何十人、何百人のご先祖様を大切にし、未来につなげていくことです。そんな想いから、よく頂くご相談事例をご紹介します。

毎月無料相談  
実施中！  
次回3月13日

## お墓にまつわる相談



世田谷区  
Iさん

父のお墓が遠方で遠く、お墓参りが大変なので、都内の同じ宗派のお寺さんでお墓を購入しようと思っています。父の遺骨を分骨して持ってこようと思いますが、大丈夫でしょうか？

分骨しない方がよいです。遠くてお墓参りに行けない場合はお盆とお彼岸にお寺にお金を渡して自分の代わりに供養してもらってください。日常のお参りは仏壇で行っていれば大丈夫です。仏壇がない場合は家系図を掲げてもいいと思います。どうしても近くのお寺にお墓を持ちたい場合は遠方のお墓（遺骨）を全部移してください。



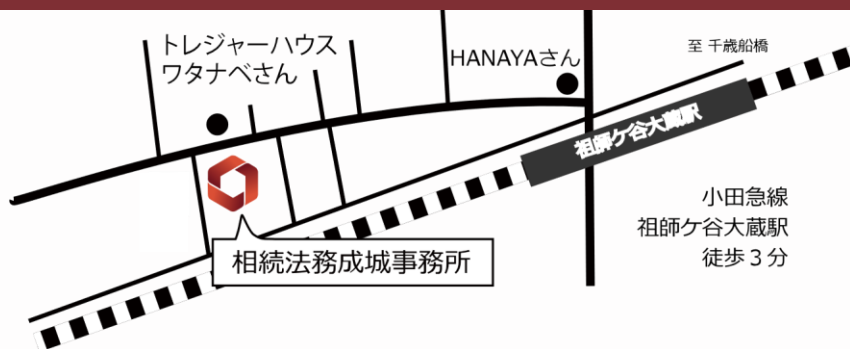
相続法務  
スタッフ

家族の **和** **話** **輪** を重んじ、日本の未来を創る

Inheritance Legal  
**相続法務**  
成城事務所 Seijo office

## 相続法務グループ

司法書士相続法務成城事務所  
株式会社相続不動産コンシェルジュ  
株式会社絆コーポレーション



東京都世田谷区祖師谷3-4-7 伊地智ビル1階

☎ 03-5429-1096 Email [contact@nk-js.net](mailto:contact@nk-js.net)

お電話もしくはメールにてご相談ください。懇切丁寧にお答えいたします。